

税務課からのお知らせです1

所得税・復興特別所得税及び村・県民税の申告相談

2月16日(火)から3月15日(火)(土、日を除く)まで、榛東村役場村民ホールにおいて「平成27年分所得税及び復興特別所得税」及び「村・県民税」の申告相談を実施します。相談を希望する方は、申告に必要な書類をお持ちのうえ、申告期間内には是非ご利用ください。

なお、申告期間中は相談会場が大変混雑します。可能な限り指定された日(下表「申告相談受付表」)にご来庁いただき、円滑な申告相談の実施にご協力ください。

○申告会場、受付時間など

- 相談対象者 平成28年1月1日現在に榛東村に住所がある方で、所得税及び復興特別所得税申告並びに村・県民税申告をする方
- 期 間 2月16日(火)から3月15日(火)まで(土、日を除く)
- 会 場 榛東村役場1階村民ホール
- 受付時間 午前の部 … 8時30分から11時30分まで
午後の部 … 13時00分から16時00分まで
- 注意事項 申告相談には、申告に必要な書類のほか、必ず「はんこ」をお持ちください。

○申告相談を円滑に実施するために

申告期間中、相談会場は大変混雑します。申告相談を円滑に実施するために、次のことにご協力ください。

- ・営業、農業、不動産所得などの収支内訳書は、来庁前に集計をしてきてください。
- ・医療費控除の適用を受ける方は、平成27年中に支払った医療費の額と高額療養費などで補てんされた額を来庁前に集計してきてください。
- ・上記の集計などが事前にされていない場合は、会場待合室にて集計作業をお願いすることになります。この場合、受付順が前後しますので、予めご承知おきください。
- ・収支内訳書、医療費の明細書などは税務課窓口にて用意してありますのでご利用ください。

申告相談受付表

申告相談日	午前の部	午後の部
2月16日(火)	1区	2区
17日(水)	1区,2区	3区
18日(木)	3区	4区
19日(金)	4区,5区	6区
20日(土)		
21日(日)	ピエント高崎	
22日(月)	6区	7区
23日(火)	7区	5区
24日(水)	7区	8区,9区
25日(木)	8区	9区
26日(金)	9区	10区
27日(土)		
28日(日)	ピエント高崎	
29日(月)	9区	10区
3月1日(火)	10区,11区	12区
2日(水)	12区	11区,13区
3日(木)	14区	13区
4日(金)	13区,15区	14区
5日(土)		
6日(日)		
7日(月)	16区	15区
8日(火)	15区,18区	16区
9日(水)	17区	18区
10日(木)	18区	17区,19区
11日(金)	19区	20区
12日(土)		
13日(日)		
14日(月)	21区	20区
15日(火)	20区,21区	

○複雑な確定申告は受付できません

次の所得などを含む確定申告は、村の申告相談では一切受け付けることができません。申告相談のためご来庁された場合でも、お帰りいただくこととなりますので特にご注意ください。なお、次の所得などを含む申告は、高崎税務署が主催する確定申告相談(会場：ピエント高崎)にて受け付けていますのでご利用ください(次頁参照)。

■村の申告会で受け付けることができない確定申告

- ・株式等に係る譲渡所得等を含む申告
- ・先物取引に係る雑所得等を含む申告
- ・複雑または特殊な申告
- ・新築以外の住宅借入金等特別控除の適用を受ける申告 など
- ・上場株式等に係る配当所得を含む申告(分離課税のある申告)
- ・青色申告
- ・消費税申告
- ・平成27年分以外の申告
- ・他市区町村住所登録者(平成28年1月1日現在)の申告

○公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がありません。

ただし、前述に該当する場合でも、村・県民税の申告が必要な場合がありますのでご注意ください。また、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合は、確定申告書の提出が必要となります。

《 ← 引き続き、次頁もご覧ください》

○村・県民税の申告は

平成27年中に所得があり、平成28年1月1日現在に榛東村に住所がある方は、村・県民税の申告が必要になります。村・県民税の申告は、村で実施する申告相談(前頁参照)にて受け付けますので、申告が必要な方は是非ご利用ください。

なお、次のいずれかに該当する方は村・県民税の申告は不要となります。必ずご確認ください。

○村・県民税の申告が不要な方

- ①平成27年中に収入がない方
- ②税法上の「被扶養者」となっている方
- ③収入が公的年金等のみで、日本年金機構などの年金支払者から源泉徴収票がお手元に届いている方
- ④収入が給与収入のみで、勤務先から源泉徴収票がお手元に届いており、かつ、その源泉徴収票について年末調整が済んでいる方(年末調整の済・未済については、源泉徴収票を発行した勤務先までお問い合わせください)
- ⑤確定申告書を税務署に提出する方

○村・県民税の申告が不要な方も、こんなときは村・県民税の申告を

上記の「村・県民税の申告が不要な方」のうち①から③に該当する方であっても、次のいずれかに該当するときは村・県民税の申告が必要です。

- ・ご自身が「榛東村国民健康保険」に加入する(している)場合
- ・ご自身が「榛東村国民健康保険加入世帯」の「世帯主」である場合
- ・医療費控除、生命保険料控除などの適用を受ける場合
- ・行政上の支援・軽減措置などを受ける場合
- ・所得証明書、非課税証明書などの収入などにかかる公的証明が必要な場合

▶お問い合わせは、税務課(☎54-2211 内線161)へ

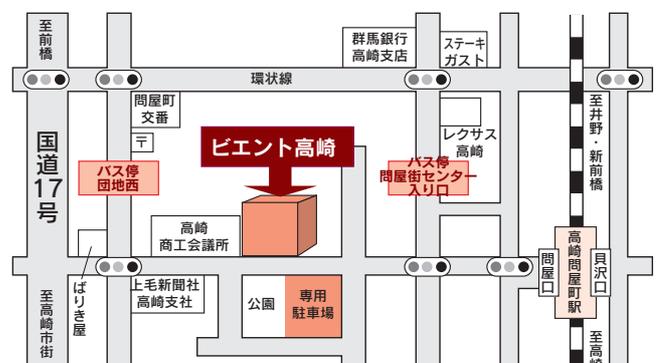
複雑な確定申告や消費税申告などはビエント高崎で

複雑または特殊な確定申告は、村で実施する申告相談では一切受け付けることができません。「所得税・復興特別所得税」「個人消費税」「贈与税」の確定申告をはじめ、下記の所得などを含む確定申告は、高崎税務署が主催する確定申告相談で受け付けますので是非ご利用ください。

- ・株式等に係る譲渡所得等を含む申告
- ・上場株式等に係る配当所得を含む申告(分離課税のある申告)
- ・先物取引に係る雑所得等を含む申告
- ・青色申告
- ・消費税申告
- ・平成27年分以外の申告
- ・複雑または特殊な申告
- ・他市区町村住所登録者(平成28年1月1日現在)の申告
- ・新築以外の住宅借入金等特別控除の適用を受ける申告 など

○申告会場、受付時間など

- 会場 ビエント高崎(エクセルホール高崎)
高崎市問屋町2丁目7番地
- 期間 平成28年2月15日(月)から3月15日(火)まで
上記期間中、土・日祝日は除く
ただし、2月21日(日)、2月28日(日)は開場
- 時間 9時00分から16時00分まで
- その他 ビエント高崎で申告相談を実施している期間は、高崎税務署庁舎での確定申告はできません。



○確定申告書は自宅でも作成できます

上記の確定申告期間中(平成28年2月15日(月)~3月15日(火))は、確定申告会場(ビエント高崎)は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、ご自宅で確定申告書等が作成できます。また、作成した申告書等は郵送で高崎税務署(〒370-8611高崎市東町134番地12 高崎地方合同庁舎)へ提出することができます。

▶所得税などの確定申告に関するお問い合わせは、高崎税務署(☎027-322-4711)へ

健康・保険課及び税務課からのお知らせです

障害者控除対象者認定書を交付します

身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けていない65歳以上の高齢者で、身体障害者や知的障害者に準ずる方は、介護保険の要介護認定資料をもとに障害者控除の対象となるかを判定し、障害者控除の対象と認められる場合には「障害者控除対象者認定書」を交付します。

所得税及び復興特別所得税や村・県民税の申告をするときにこの認定書を提示することで、本人または扶養者が障害者控除または特別障害者控除の適用を受けることができます。

○判定基準

区分	判定基準	控除額	
		所得税	村・県民税
障害者控除	要介護度1～5で、屋内での生活はおおむね自立しているが、外出などは介助・介護を要する方 医療「人工肛門」または「人工膀胱」の処置に該当する方	27万円	26万円
特別障害者控除	要介護度が1～5で、日常生活に介助・介護を要する方 医療「透析」の処置に該当する方 視力「ほとんど見えない」に該当する方 聴力「ほとんど聞こえない」に該当する方	40万円	30万円

○申請方法など

印鑑(本人以外が申請する場合は、本人に代わって申請する方の印鑑。なお、本人と同居していない方が申請する場合は、本人の同意が必要となります。)を持参して、健康・保険課で交付申請をしてください。

○注意事項

- ・すでに「身体障害者手帳」、「療育手帳」または「精神障害者手帳」の交付を受けている方は、この申請をする必要はありません。身体障害者手帳などを確定申告で提示することで、障害者控除などの適用を受けることができます。
- ・交付された認定書は、障害者控除認定事由の存続期間中は有効となりますので、大切に保管してください。

おむつ代、2年目以降の医療費控除を受けるには

医師が必要と認めた場合の寝たきり者などのおむつ代は、医師が発行した「おむつ使用証明書」におむつ代の領収書を添付して提示することで、所得税及び復興特別所得税や村・県民税の申告をするときに医療費控除の適用を受けることができます。

おむつ代にかかる医療費控除の適用を受けるのが2年目以降の場合で、かつ本人が要介護認定を受けている場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」の代わりとして「おむつ代に係る医療費控除確認書」でも医療費控除の適用を受けることができます。なお、確認書は介護保険主治医意見書の記載内容をもとに作成しますので、主治医意見書の記載内容によっては交付できない場合があります。

○申請方法など

印鑑(本人以外が申請する場合は、本人に代わって申請する方の印鑑。なお、本人と同居していない方が申請する場合は、本人の同意が必要となります。)を持参して、健康・保険課で交付申請をしてください。

医療費控除を受ける前に、高額療養費の支給申請を

ご自身などに平成27年中に支払った医療費が一定以上ある場合、所得税及び復興特別所得税や村・県民税の申告の際に医療費控除の適用を受けることができます。ただし、医療費控除の適用を受けるためには支払った医療費から「保険金などで補填される金額」を差し引く必要があります。

「保険金などで補填される金額」には加入する健康保険から支給される「高額療養費」などが含まれます。高額療養費の支給判定は、通常、医療費の支払い後2～3ヶ月程度の期間を要します。平成27年の後半(特に11月～12月頃)に高額な医療費を支払っている場合は、高額療養費の支給対象となる可能性がありますので、高額療養費の支給(補填される金額)の有無を確認したうえで医療費控除の適用を受けるようにしてください。

なお、誤った内容で医療費控除の適用を受けた場合は、申告のやり直しや高額療養費の返還などをしなければならないことがあるのでご注意ください。

▶このページに関するお問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211内線141・142)または税務課(内線161)へ

一定の障害がある方は65歳から加入できます

65歳以上75歳未満で一定程度の障害がある方は、申請をして群馬県後期高齢者医療広域連合の認定を受けると、後期高齢者医療制度に加入することができます。後期高齢者医療制度に加入した場合、病院での窓口負担割合が軽減されるなど、医療にかかる自己負担が軽くなる場合があります。

この申請は任意です。75歳になるまではいつでも申請をすることができます。また、加入後であっても、75歳になるまではいつでも認定を撤回することができます。

後期高齢者医療制度や障害による認定申請方法などについて不明な点がある場合は、健康・保険課までお問い合わせください。

■対象者

65歳以上75歳未満の一定程度の障害(身体障害者手帳1級～3級および4級の一部など)がある方

■申請に必要なもの

・印鑑 ・身体障害者手帳などの障害の程度を証明する書類 ・福祉医療費受給資格者証(該当者のみ)

■申請方法

申請に必要なものを持参し、健康・保険課で申請をしてください。

■その他

生活保護を受けている方などは対象になりません。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線143)へ

榛東村内空間放射線量測定結果について

榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の平成27年12月の放射線量は次のとおりです。(測定日：12月10日)

■基準値…0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)

※ 原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量

■測定値について…村では、環境省が公表している「廃棄物関係ガイドライン(平成25年3月第2版)」(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)に基づき、製造メーカーによる村所有測定器(クリアパル株式会社製：A2700型 Mr.Gamma)の定期校正及び群馬県衛生環境研究所所有の測定機器(富士電機株式会社製 NHC710B1-AYYYY-S)との比較実験を行い、当該実験結果により測定値の補正方法を採用しています。

なお、群馬県立県民健康科学大学 大学院診療放射線学研究科専任講師 杉野雅人博士の指導のもと、空間放射線量を測定しています。

榛東村内各施設等における空間放射線量測定結果一覧

No.	測定日	測定開始時刻	測定場所	住所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気	備考
					地表	50cm	1m		
1	12月10日	8:50	役場・保健相談センター	新井790-1	0.052	0.051	0.055	くもり	東側駐車場中央付近
2	12月10日	10:45	北部第2学童保育所(旧庁舎分室)	山子田1258-1	0.033	0.043	0.039	くもり	敷地中央付近
3	12月10日	9:55	中央保育園(兼うぐいす学童)	山子田2531-19	0.038	0.029	0.030	くもり	園庭中央付近
4	12月10日	14:30	北部保育園	長岡1109	0.033	0.034	0.039	くもり	園庭中央付近
5	12月10日	13:20	南部保育園	広馬場1763-1	0.057	0.053	0.048	くもり	園庭中央付近
6	12月10日	13:55	南部第1、2学童	広馬場1156-1	0.063	0.052	0.045	くもり	敷地中央付近
7	12月10日	14:45	児童館	長岡1404-1	0.057	0.061	0.057	くもり	敷地中央付近
8	12月10日	11:15	榛東中学校 駐輪場	新井598	0.040	0.047	0.032	くもり	駐輪場中央付近
9	12月10日	11:00	榛東中学校 東グラウンド	新井175-1	0.021	0.023	0.029	くもり	グラウンド中央付近
10	12月10日	10:30	北小学校(兼北部第1学童)	山子田1261	0.022	0.025	0.023	くもり	グラウンド中央付近
11	12月10日	13:40	南小学校	広馬場1142	0.044	0.023	0.023	くもり	グラウンド中央付近
12	12月10日	10:15	北幼稚園	山子田1322-1	0.044	0.040	0.042	くもり	園庭中央付近
13	12月10日	11:30	南幼稚園	広馬場1143-1	0.057	0.061	0.045	くもり	園庭中央付近
14	12月10日	14:10	南部コミセン	広馬場1088	0.049	0.062	0.048	くもり	正面駐車場中央付近
15	12月10日	15:00	総合グラウンド	山子田2037	0.063	0.058	0.054	くもり	野球及びサッカーグラウンド境界付近

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

赤い羽根募金 歳末たすけあい募金 法人・個人募金

寄せられた浄財は、3,996,396円

平成27年度の赤い羽根、歳末たすけあい、法人・個人の各募金については、総額3,996,396円という多額の浄財が寄せられました。この尊い浄財は、村や県の社会福祉協議会事業などに有効に活用し、福祉の向上を図ります。

ご協力ありがとうございました。(敬称略・順不同)

○法人募金

- 5万円 ぐん.せい建商(株)
- 3万円 (有)榛東葬祭センター、綜建産業(株)、(株)オーケーコーポレーション
- 2万円 前橋精密工業(株)
- 1万円 (有)小林輪店、深井無線工業(株)、(有)小林水道工事店、千木良建設(株)、(有)東洋フォイル、(有)美善工務店、(有)榛東工業、(有)星一組、高田建設(株)、(有)田村運送、群馬葡萄酒(株)、根岸建設(株)、(株)榎本鉄工所、(有)マシモ開発、(有)サイトウ・デンキ、(株)サン・クリーニング、(株)牧口鉄工所、(株)タナカ設備工事、(株)白子榛名工場、(株)榛東運輸、浅見水道(株)、(株)サンレジ、(株)牧口エンジニアリング、(株)コヤマハウジング、(株)清水水道、岩崎建設(株)、(株)吉澤工業、(株)萩原産業、(株)重枝建機、上野原生産森林組合、(株)キシケン、真塩総業(有)、(有)北榛自動車、(有)相馬園、(有)一倉商店、南榛工業(株)、(有)小野関製作所、(株)一倉総業、(株)岡部建設、(有)マルコー商事、(株)とみつね、(株)一倉製作所、(株)ヒカリ物産、廣橋建設(株)、(有)田島組、(株)三機工、(有)三国断熱、(有)クラフトガーデン、(有)早川電器製作所、サラフジ(株)、三峰工業(株)、(有)下田農機商会、下田工設(株)
- 5千円 (有)群馬サポート、上州神輿製造業協同組合、(有)榛名モータースポーツランド、地球屋、(株)卯三郎こけし、(有)柳岡工務店、ミツマタ建設(株)、(有)小山建材、北群渋川農業協同組合榛東支所、(株)群馬銀行榛東支店、(有)柴本商店、(有)萩原紙器、(有)羽鳥製材所、(有)遠藤建設、(有)インテリアハルナ、(有)榛東建材工業、榊原機械(株)、(有)ハルナ油脂商会、高橋モーターズ、(有)萩原自動車整備工場、(有)トヅカクリーニング、NPO法人あすなろ会結芽、(有)中華大榛、松栄産業(株)、(株)マルミ、(株)新東、(有)岡本重機溶接工業、(株)荻野製作所、(有)久仁精機、(株)セレネティ、(有)清水モーターズ、三和化工(株)、(有)ユニバーサルデザイン、(株)大利根建機、(有)メディカオール、(有)新井養鶏、(有)ウィルコーポレーション
- 3千円 (有)群馬榛名園、(有)北メン、群馬モールド(株)、(株)光工機、アサヒ(有)、(株)GFグローイングイズムファーム、(有)長壁工業榛東工場、(株)ニッセイ群馬、(有)ハルナ工芸
- 2千円 (有)エスアンドエス、(株)アライヘルメット榛東

○個人募金

- 1万円 善養寺徳男、善養寺忠、民宿しおざわ、阿久澤恵三、菊地医院、柳澤寺、松井司法書士事務所、立見商店、ごとう接骨院、今井一良、浅見一彦、富澤物産、小林新聞店、リカー&フーズすぎた、大竹十右、高橋獣医科医院、高橋佐代子、原澤益子
- 5千円 北群馬サンセルフ、金春(竹内孝信)、ひらしま歯科、金井建築、萩原綿ふとん店、善養寺メリヤス、ユアサデンキ、高橋俊一(桃井郵便局)、草間酒店、沙羅英慕、あおば歯科医院、榛東さいとう医院、小料理小政、ユアサ薬品、飯塚屋、関口益夫、善成寺、加藤明、富澤酒店、かどや建具店、つつじヶ丘電器
- 3千円 いちごハウスしみず、毛利多、かね八、和風レストランハウスロザーナ、森田電気(森田隆雄)、榛東わかばクリニック、加藤接骨院、小山隆弘、松岡勘、柿ノ木坂食堂、さわ理容室、川本内装、カットハウスYAE、川浦理容店、佐藤礼司、酒井弘
- 2千円 フラワー美容室、つつじヶ丘英会話教室、神山整体院
- 1千円 セブンイレブン榛東山子田店、大塚猛夫

○職域・学校・その他

- 北小学校児童会 16,073円
- 南小学校ボランティア委員会 7,505円
- 榛東中学校 3,050円
- 相馬原駐屯地 107,400円
- 社会福祉協議会・役場職員 17,123円
- 役場募金箱 45円

■赤い羽根募金・歳末たすけあい募金

区	赤い羽根募金	歳末たすけあい募金
1	45,300円	45,300円
2	42,300	42,300
3	55,500	55,500
4	46,500	48,300
5	55,500	55,500
6	56,700	56,700
7	105,300	105,300
8	51,000	51,600
9	138,000	137,700
10	76,200	76,200
11	63,000	63,000
12	37,500	37,500
13	46,800	46,200
14	70,200	69,900
15	74,100	74,100
16	57,000	57,000
17	42,900	43,200
18	54,900	54,600
19	40,500	40,500
20	81,600	81,600
21	47,700	47,700
その他	—	*20,000
計	1,288,500円	1,309,700円

※榛東山草会 20,000円

骨髄・末梢血幹細胞提供者(ドナー)に助成金を交付します

村では、骨髄等の提供者(ドナー)の負担の軽減を図り、骨髄等の移植を推進するため、平成27年4月1日から助成金を交付する制度を開始しました。

■対象者

次に掲げる事項全てに該当する方

1. 骨髄等採取日において、榛東村の住民である方
2. 村税に滞納のない方
3. 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業により、骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた方

■助成金の額

通院等に要した日数 1日あたり2万円×日数(1回の提供につき上限7日)

■申請方法

以下の書類をご持参のうえ、保健相談センターまでお越しください。

- ①榛東村骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)
- ②公益財団法人日本骨髄バンクがドナーに発行する、骨髄等の提供が完了したことを証明する書類(通院等に要した日時と目的が記載されている証明書)
- ③印鑑
- ④本人名義の通帳

■申請の期限

骨髄・末梢血幹細胞の提供が完了した日から90日以内

※平成27年4月1日～12月に骨髄等を提供した方は、期限を越えても受付できますが、年度内(平成28年3月31日まで)に申請をしてください。

▶お問い合わせは、保健相談センター(☎70-8052)へ

話題あれこれ

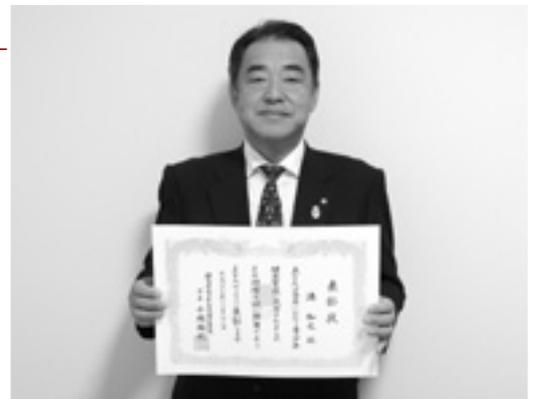
平成27年度群馬県青少年育成大会

健全育成への貢献が讃えられました

平成27年11月28日(土)、県公社総合ビルで行われた平成27年度群馬県青少年育成大会において、湊和之さんが群馬県青少年育成推進会議会長表彰を受賞されました。

この賞は、青少年育成推進員として10年以上育成活動に携わり、市町村役員として5年以上貢献されたその顕著な功績に対して贈られるものです。

榛東村青少年育成推進員連絡協議会では、清水章弘会長(3年前同賞受賞)を初めとして、多くの推進員の方々にも多年にわたりご尽力をいただき、誠に感謝に堪えません。



リサイクルイベント

小型家電や廃タイヤ等の回収を行いました

平成27年12月5日(土)、役場駐車場にてリサイクルイベントを行い、小型家電、廃家電、廃タイヤ、衣類の回収をしました。

当日は、多くの使えなくなった家電や、タイヤが集まり、回収のトラックに積みこまれました。

